

多摩区障害福祉サービス事業所 設置・運営法人の募集要項

場所：川崎市多摩区中野島6丁目
2008-18

令和4年4月

川崎市健康福祉局

総務部・障害保健福祉部

募集の趣旨

本市では、特別支援学校等卒業生対策として、従来から、卒業生の動向に合わせて、地域に日中通うことのできる受け入れ枠の確保等を行っており、平成22年12月には、増加する特別支援学校等の卒業生の動向にあわせて、「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、受け入れ枠の確保に向けた整備を行ってまいりました。

また、平成28年3月には、今後も増加する特別支援学校等卒業生の受け入れ枠の確保が引き続き必要であること、障害のある方の地域生活を支える仕組みの1つの柱である「短期入所」の拡充が必要であること、安心して継続した地域生活を支えるための地域連携の仕組みづくりが必要であることといった障害のある方の地域生活を支える上での取り組むべき課題を踏まえ、「第2期障害者通所事業所整備計画」（平成28年度～令和5年度）を策定し、次の方針等を掲げて、それぞれ事業所の整備、地域連携の仕組みづくりを進めているところです。

【「第2期障害者通所事業所整備計画」の主な方針】

(生活介護事業所)

特別支援学校等卒業生の日中活動の場を確保するため、民間の参入が少ない生活介護事業所について、効率的・効果的な手法を用いて計画的に整備を推進します。

平成27年度4月現在		開所ベース	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	32年度末	33年度末	34年度末	35年度末	
川崎	既存施設数	9箇所	受入可能見込数(a)	83	77	66	55	42	28	14	0	
	定員	327名	卒業生見込数(b)	6	11	11	13	14	14	15	15	
			過不足数(a-b)	77	66	55	42	28	14	-1	-17	-32
			整備目標	合計定員40名以上の施設を整備								
幸	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	86	78	70	62	55	46	38	26	
	定員	259名	卒業生見込数(b)	8	8	8	7	9	8	12	15	
			過不足数(a-b)	78	70	62	55	46	38	26	11	-1
			整備目標	合計定員20名以上の施設を整備								
中原	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	26	17	6	0	0	0	0	0	
	定員	257名	卒業生見込数(b)	9	11	10	20	12	13	16	10	
			過不足数(a-b)	17	6	-4	-24	-36	-49	-65	-75	-89
			整備目標	合計定員100名以上の施設を整備								
高津	既存施設数	12箇所	受入可能見込数(a)	74	59	44	31	23	12	0	0	
	定員	415名	卒業生見込数(b)	15	15	13	8	11	12	11	13	
			過不足数(a-b)	59	44	31	23	12	0	-11	-24	-34
			整備目標	合計定員40名以上の施設を整備								
宮前	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	84	68	58	45	33	20	4	0	
	定員	263名	卒業生見込数(b)	16	10	13	12	13	16	15	13	
			過不足数(a-b)	68	58	45	33	20	4	-11	-24	-34
			整備目標	合計定員40名以上の施設を整備								
多摩	既存施設数	11箇所	受入可能見込数(a)	3	0	0	0	0	0	0	0	
	定員	340名	卒業生見込数(b)	8	14	13	10	11	11	8	12	
			過不足数(a-b)	-5	-19	-32	-42	-53	-64	-72	-84	-92
			整備目標	合計定員100名以上の施設を整備								
麻生	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	7	0	0	0	0	0	0	0	
	定員	210名	卒業生見込数(b)	10	7	8	11	10	11	8	12	
			過不足数(a-b)	-3	-10	-18	-29	-39	-50	-58	-70	-80
			整備目標	合計定員80名以上の施設を整備								

今回の募集は、この「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づいた整備であり、また、「川崎中野島地区地域居住機能再生計画」(H26)によって生じる団地内の余剰地を活用し、障害福祉サービス事業所の設置・運営を行う法人を募集するものです。

令和4年4月

目 次

1	募集の概要	1
(1)	施設の設置・運営に関する基本的な考え方	1
(2)	事業者が行う業務	1
(3)	計画地の概要（図については下記参照）	2
(4)	整備等予定スケジュール	2
(5)	工事進捗等について	3
(6)	計画地の貸付	3
(7)	事業用地及び建築関係	3
2	補助金等の内容	4
(1)	建設時の支援	4
(2)	運営時の支援	4
3	応募資格・条件	5
4	応募の手順とスケジュール等	6
5	応募書類	7
6	応募に係る留意事項	9
(1)	接触の禁止	9
(2)	応募書類の変更等の禁止	9
(3)	虚偽の記載をした場合の失格	9
(4)	応募書類の取扱い	9
(5)	応募の取下げ	9
(6)	応募に関する経費	9
7	選定方法	10
(1)	選定機関等	10
(2)	視察の実施	10
(3)	選定基準	10
(4)	プレゼンテーションの実施	10
(5)	選定結果の通知及び公表	10
(6)	覚書の締結	10
8	決定の取消し	11
9	選定結果の公表について	11
10	選定基準について	11
11	その他	12
	別添資料	14
	参考資料	14
12	応募後から運営開始までの主な流れ（予定）	15

1 募集の概要

(1) 施設の設置・運営に関する基本的な考え方

本事業は、「中野島地区地域移住機能再生計画」に伴う余剰地を活用し、新たな障害福祉サービス事業所を創設するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を提供する事業所を中心として、次項に掲げる業務を実施するものとします。

また、「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年条例第69号。以下、「基準条例」という。）、「川崎市福祉のまちづくり条例」（平成9年条例第36号）、その他関係する法令等に沿った施設整備・運営を本市の関係各局・各課とも協議の上で行っていただきます。

(2) 事業者が行う業務

① 障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」に関すること 定員30名以上

特別支援学校等卒業生等の日中活動の場を確保するために整備する事業所になりますので、卒業生等の動向を踏まえながら定員を増やしていき、開設5年を目途に30名以上を受け入れることとします。

なお、特別支援学校の卒業生ではなく、既存の利用者を当該事業所で受け入れる場合は、当該施設で受け入れた人数分について既存の施設で卒業生を受け入れるものとします。

また、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方、行動障害のある方を一定程度受け入れることができるような事業所にするとともに、看護師等の職員体制を確保することが望ましいものとします。

更に、延長支援加算の取得が可能な体制（運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ、利用者に対して当該営業時間外に指定生活介護等を行うこと等）を確保することが望ましいものとします。

② 障害者総合支援法第5条第14項に規定する「就労継続支援」のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する「就労継続支援B型」に関すること 定員10名以上

③ 事業所の維持管理に関すること

④ その他事業所の設置目的を達成するために必要な業務

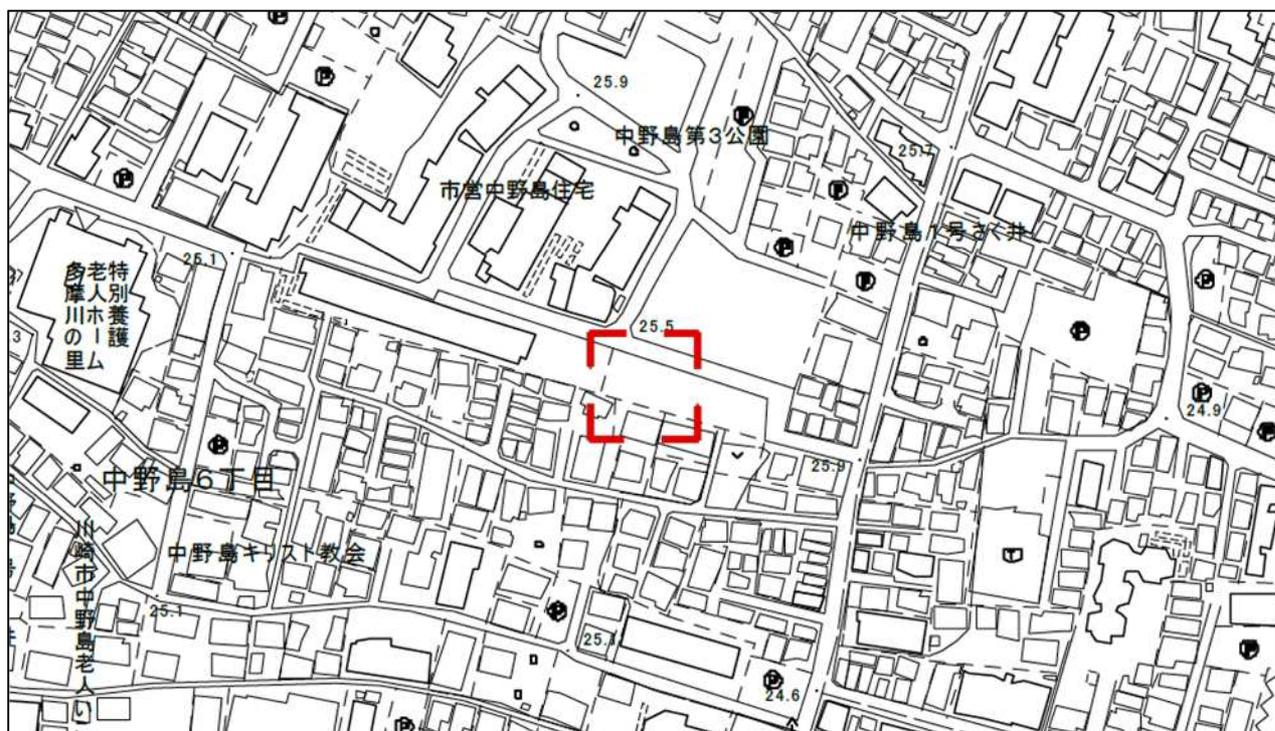
※ 利用者のニーズや社会状況の変化、福祉サービスの制度変更等を踏まえ、利用者への配慮を十分に行い、市と設置・運営法人とで協議した上で、一定の範囲内でサービス内容を変更することができるものとします。

※ 計画地は多摩川沿いにあることから、水害に備えて指定基準第95条で準用する第72条に基づき、地域住民とともに避難訓練を実施してください。また、市営住宅内に開設する事業所ですので、指定基準第95条で準用する第76条に基づき、地域住民又は自治会等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流に努め、また多目的室等が地域住民の会議室や交流の場として活用できるようにしてください。

(3) 計画地の概要 (図については下記参照)

- ア 所在地 川崎市多摩区中野島6丁目2008-18
イ 敷地面積 492.43㎡ (別紙1参照)
ウ 容積率 200%
エ 建ぺい率 60%
オ 用途地域 第一種中高層住居専用地域
カ 防火地域 準防火地域
キ 高度地区 第2種高度地区 (最高高さ15m、北側制限7.5m+1.25/1)
ク 想定延床面積 900㎡程度 (3階建て程度：鉄筋コンクリート造)

※想定延床面積は、必須条件ではありません。



※ 現地見学会を実施する予定はございませんので、視察を行う場合は、敷地の外側から確認してください。また、現地に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

(4) 整備等予定スケジュール

- | | | | |
|-------------|---|---------|---------------------|
| 令和4年 4月 | ～ | 令和4年 6月 | 設置・運営法人募集 (市対応) |
| 令和4年 8月 | | | 設置・運営法人選定 (市対応) |
| 令和4年10月 | ～ | 令和5年 3月 | 基本実施設計等 (法人対応) |
| 令和5年 4月 | ～ | 令和6年 2月 | 建設工事 (工事入札含) (法人対応) |
| ～令和6年 2月 1日 | | | 指定申請に係る事前相談 (法人対応) |
| ～令和6年 3月 1日 | | | 指定申請書類提出 (法人対応) |
| ～令和6年 3月15日 | | | 指定申請面談 (法人対応) |
| 令和6年 3月 | | | 開設準備 (内覧会等含) (法人対応) |
| 令和6年 4月 1日 | ～ | | 開設予定 |

※ 指定申請に関する日程は募集時点で予定されているものです。

(5) 工事進捗等について

工事進捗については、令和5年度100%の出来高とし、また工事の契約・着工時期等は本市と確認の上決定することとします。

※ 着工時期は令和5年度中とします。

(6) 計画地の貸付

○貸付料

市有地を無償で貸付けます。

○貸付期間

市有地については、本市と設置・運営法人で土地貸付契約書を締結します。貸付期間は、貸付契約締結後から令和9年3月31日までとし、その後原則5年ごとに本市と協議の上、契約更新を行うこととなります。ただし、社会福祉事業の見直しや社会情勢の変化により、契約内容を変更することがあります。

※法人の本部機能を施設内に設置する場合、当該機能部分については、原則として、有償での貸付となります。また、事前に本市との協議が必要となります。

※(2)①から④の事業以外については、原則として実施することはできません。なお、疑義がある場合は、本市から事前に事業内容を確認する場合があります。

(7) 事業用地及び建築関係

① 施設の建築計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令等に適合したものとしてください。設置・運営決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておいてください。都市計画法第29条第1項の規定による開発許可について、該当する場合は、施設用地の造成計画、公共施設の整備計画その他の計画内容が、同法第33条の規定に適合したものとしてください。

② 駐車場等、必要な附帯施設を確保してください。

③ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮してください。また、木材の使用に際しては、神奈川県産をはじめとした国産木材の使用に努めてください。

④ 神奈川県産木材を用いて木造化や木質化を行う場合、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市まちづくり局総務部企画課（電話 044-200-2703）に御相談ください。

⑤ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込み、余裕をもって施設を開設することが可能なものとしてください。特に川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年条例第48号）第2条第2号の規定による指定開発行為に該当し第4条第2項の規定により環境影響評価が必要である場合又は都市計画法第34条第14号若しくは都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経る必要があるものについては、必ず当該手続きに必要な期間を見込んでください。

2 補助金等の内容

(1) 建設時の支援

【川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金】（別紙2参照）

●建設工事費補助

建設工事費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（259,875,000円）の範囲内で令和5年度に一括して支出いたします。

※ 建設工事費補助基準額＝予算見込単価385,000円/m²（税込み。実行単価がこれに満たない場合は実行単価）×事業に要する面積

●設計費補助

建設工事費補助基準額に3%を乗じて得た額を設計費補助基準額として、設計費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（7,796,000円）の範囲内で令和4年度に一括して支出いたします。

※ 工事に伴う地質調査等の調査費、開発許可等の行政手続き経費、に必要な設計費も含まれます。

●工事監理費補助

建設工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額を工事監理費補助基準額として、工事監理費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（3,898,000円）の範囲内で令和5年度に一括して支出いたします。

【民間障害児（者）施設等運営費補助金】（別紙3参照）

●初度調弁補助（初度調弁に該当する費用に対する補助）

初度調弁費用の実費について、補助上限額（5,000,000円）の範囲内で令和5年度に補助することができます。

(2) 運営時の支援

●川崎市給付費等及び施設経営調整加算（別紙4参照）

本市では、障害者総合支援法の給付費に加え、独自に上乘せする支援の仕組みがあります。主な加算は以下のとおりです。なお、単価は一人あたりの金額です。

（詳細は別紙4「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照。令和4年4月時点の内容ですので、今後変更となる可能性があります。）

加算の種類	単価	加算の種類	単価
定率加算	給付費等（加算を除く。）に2.5%を乗じた額	医療支援加算	3,310円/日
		送迎加算	130円～410円/回
		入浴加算	400円/日
行動障害加算	3,720円/日	健康管理加算	340～640円/日

重複障害加算	2, 970円/日	栄養管理加算	300円/日
重度障害加算	1, 650円/日		
食事指導加算	200円/日		

※ (1) 及び (2) については、川崎市議会の予算承認により、補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。

※ 就労継続支援B型は医療支援加算及び入浴加算の算定はできません。

3 応募資格・条件

- 1 社会福祉事業の運営実績がある社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
（共同事業体での応募は不可とする）
- 2 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること。
- 3 法人又はその代表者が国税及び地方税の未納がないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立をしていないこと。
- 5 本市と神奈川県警との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていないこと。なお、排除措置の対象としているのは次のとおり。
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という）に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という）が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- 6 障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当しない者であること。
- 7 本募集に対して、複数の応募はできないこと。また、応募にあたり支援を受ける設計事務所、コンサルタント会社等（以下「設計事務所等」という）がある場合は、当該設計事務所等が、本募集に対する他の社会福祉法人の応募に係る支援を行っていないこと。

4 応募の手順とスケジュール等

4月15日（金）

公募要項配布

質問受付

《質問の方法及び回答方法》

質問の趣旨を簡潔にまとめ、様式12にて、令和4年5月31日（火）までに、**必ず「メール」**でお問い合わせください。

質問に対する回答はホームページに随時掲載いたします。なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には、一切回答いたしません。

また、回答の内容は、**本要項と同等の効力を有するもの**とします。

メールアドレス： 40sisetu@city.kawasaki.jp

件名： 「質問 多摩区障害福祉サービス事業所の整備（運営）に関する質問」

5月31日（火）

質問受付終了

6月30日（木）まで

応募受付

正本1部 副本10部、及び提出書類のデータを格納したCD1枚

- 1) 受付期間 令和4年4月15日（金）から令和4年6月30日（木）
(土・日曜日・祝日を除く平日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分まで。)
- 2) 受付場所 ソリッドスクエア西館10階 健康福祉局総務部施設課
- 3) 受付方法 予め、電話で日時を予約した上で、応募書類一式（正本1部、副本10部、及び提出書類のデータを格納したCD1枚）をお持ちください（メール、ファックス、郵送等、持参以外の方法は不可）。
また、提出書類の体裁については「応募書類の体裁」（別紙5）を参考に 整えてください。
- 4) 選定 設置・運営法人の選定を令和4年8月に予定しています。
- 5) その他 **応募を予定される社会福祉法人は、必ず、メール又は電話にて御一報いただきますよう、御協力をお願いいたします。**

※ スケジュールについては、選定等の進捗状況によって変更する場合があります。

○申込みに際しての注意事項

- ア 応募書類に不足、不備等がある場合、受付をすることが出来ない場合がある。
- イ 申込みの際は、書類の内容等について回答できる方が来庁すること。
- ウ 応募書類は、本募集に係る目的以外には使用しない。ただし、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合がある。
- エ 応募書類については、必要な範囲で複写する場合がある。
- オ 応募書類等の作成に必要な費用等は申込者の負担となる。
- カ 応募書類は「5 応募書類」のとおり並び、目次及びページ番号（通し番号）をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じること。A4サイズ以

上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けること。なお、インデックスは不要である。CDに格納するデータについては、「5 応募書類」のとおりにならぶよう、ファイル名に番号を附番する等の工夫をすること。キ 応募書類は、必要書類として、**正本1部、副本10部、及び提出書類のデータを格納したCD1枚**を用意すること。ファイルタイトルは、正本及び副本には背表紙と表表紙に、CDには表面に「多摩区中野島地区 (法人名)○○○」とそれぞれ記載すること。

ク 添付証明書等は、副本については写しで可。また、CDについてはPDF形式でスキャンしたデータを格納すること。

ケ ウイルス対策の観点からCD以外のメディアは不可。また、データが1枚に収まらない場合は複数枚に分割してよいが、順番がわかるようCDの表面に通し番号も記載すること。

ケ 申込受付期間以降の資料の提出は認めない。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合がある。

コ 応募書類の受付後に軽微な不備がある場合で本市が補正の必要があると判断したもののについては、本市から申込者あてに連絡し、補正を依頼する場合がある。

サ 応募書類の内容について、金融機関、関係者等に確認をする場合がある。

5 応募書類

応募申込書

- 1 応募申込書(様式1)(印鑑証明書を添付すること)

事業計画に関する書類

- 2 事業計画書(様式2)
- 3 事業所に係る各階平面図・配置図・立面図・各室配置図・各室別面積表・駐車場の計画図・工程表(様式任意)
- 4 多摩区障害福祉サービス事業所職員配置計画書
(6年度、9年度、12年度)(様式3)
- 5 施設長予定者の履歴書(様式任意)
- 6 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算書
(6年度から10年度の5ヶ年分)(様式4-1)
- 7 初度調弁費の積算根拠資料(様式任意)
- 8 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
(5年分『施設全体、生活介護、就労継続支援、その他』)(様式4-2)
- 9 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
(年度別『施設全体、生活介護、就労継続支援、その他』)(様式4-3)
- 10 多摩区障害福祉サービス事業所人件費に係る経費見積(様式4-4)
- 11 暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書(様式5)
- 12 コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)

※ 過去2年間に次のような事由があった場合に提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。

① 本市からの指名停止に該当する事由があった場合

(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)

② 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法(昭和22年法律第49号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律(食品衛生法(昭和22年法律第233号)、警備業法(昭和47年法律第117号)等(いわゆる「業法」))、その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合

③ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物破壊その他の設置・運営法人としての健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為、又はその恐れがある行為があった場合

※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。

1.3 施設整備に係る資金計画書(様式7)

※ 金融機関等からの借入を予定している場合は、提案内容に基づき予め金融機関等に融資相談を行い、多摩区障害福祉サービス事業所設置・運営法人募集に伴う金融機関等融資相談記録(様式8)及び返済計画書を提出してください。

※ 金融機関等からの借入以外については、その資金の確保が確実である根拠書類(贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約書の写し、融資確約書、等)を提出してください。

法人に関する関係書類

1.4 定款又は寄付行為(申請時最新のもの)

1.5 役員名簿及び履歴書

1.6 履歴事項全部証明書(応募申込時より3ヶ月以内に発行されたもの)

1.7 平成30・令和元・2年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(令和3年度設立法人にあつては、その設立時における財産目録)

1.8 令和2年度法人等の収支予算書、決算報告書及び令和3年度事業計画書、収支予算書

1.9 組織及び運営に関する事項を記載した書類

2.0 就労規則、経理規程、給与規則、個人情報に関する規程、その他法人等諸規程の一式

2.1 令和2年度事業実績報告書

2.2 令和元年・2年度の法人監事監査、施設監査結果通知、指摘文書・改善報告書等監査資料の写し

※ 平成30年度以降の第三者評価の結果の写し(直近のもの1件)

- ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
- 2 3 現に経営している社会福祉事業等の概要（様式 9）
- 2 4 法人又はその代表者の令和元年度・令和 2 年度の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）
 - ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
 - ※ 納付義務のない法人又はその代表者については、申立書（様式 1 0）により、その旨を申し立ててください。
- 2 5 その他、法人の概要のわかるパンフレット等
- ※ 証明書はいずれも原本とし、発行後 3 ヶ月以内のものがが必要です。また、写しの場合は、原本証明してください。なお、提出された書類は返却しません。

6 応募に係る留意事項

(1) 接触の禁止

「川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会」、本市職員、その他公募の関係者に対して、選定の内容に関する接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格とする場合があります。

(2) 応募書類の変更等の禁止

提出した応募書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、「川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会」が認めた場合及び本市から指摘する書類の不足、不備の補完、説明内容の不明点の回答等、本市が必要に応じて指示をする追加資料の提出を求めた場合はこの限りではありません。

(3) 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却はいたしません。

なお、応募書類は、川崎市情報公開条例の対象となります。

また、選定された法人の提案内容は本市が公表できるものとします。

(5) 応募の取下げ

応募書類の提出後、応募を取下げの場合は、「多摩区障害福祉サービス事業所の設置・運営法人応募申込取下げ書」（様式 1 1）を川崎市健康福祉局施設課まで提出してください。

(6) 応募に関する経費

応募に関して必要となる経費は、すべて応募法人等の負担とします。

7 選定方法

(1) 選定機関等

学識経験者等を委員として構成する「川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会」を設置し、応募者から提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審議を行い、その審査結果を参考に市長が最終決定します。

(2) 視察の実施

「川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会」の評価にあたっては、応募法人等が運営する他の施設の運営実績を踏まえた判断をすることから、他の施設を運営している場合は原則として現地での視察を行い、運営状況を確認するものとします。

(3) 選定基準

「障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について（別紙6参照）」に基づき審査を行います。

(4) プレゼンテーションの実施

令和4年8月に開催予定の「川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会」の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細は別途調整の上、お知らせします。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については全ての応募法人に通知します。

また、選定結果（応募法人名、選定された法人の概要、主な提案内容、審査結果等）は本市のインターネットホームページ等で公表します。

(6) 覚書の締結

本市と設置・運営法人にて、建設工事等に係る覚書の締結を行わせていただきます。

8 決定の取消し

設置・運営法人決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取り消しを行う場合があります。なお、決定の取消しに伴い、生じる法人負担について、本市からの補填はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合
- (2) 本市との協議なく、資金計画（自己資金、借入金の返済計画）又は建設計画（設計、建築費等及び工期）を変更した場合
- (3) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書が締結できない場合
- (4) 特段の事由もなく令和4年度中に設計着手に至らない場合
- (5) 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 応募書類に虚偽が判明した場合
- (7) 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- (8) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (9) コンプライアンスに係る重大な事由が明らかになった場合
- (10) 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員と本件についての接触が判明した場合
- (11) その他事業執行上、支障が生じた場合

9 選定結果の公表について

本募集の結果については、「選定結果の公表について」（別紙7参照）に基づき、本市のインターネットホームページ等で公表します。また、選定された応募書類の著作権は本市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属されます。選定された法人の提案内容については、本市が公表できるものとします。

10 選定基準について

多摩区障害福祉サービス事業所の選考について、次の審査基準に重点をおき評価しますので御留意ください。

また、設置・運営法人は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定します。

なお、書類審査及び面接審査の得点合計が満点の60%に満たない場合は、失格とします。

1 書類審査

- (1) 基本方針が適切であること。
- (2) 施設整備計画及び運営計画が適切であること。
- (3) 重症心身障害者、医療的ケアが必要な方、行動障害のある方、時間を延長して利用を希望する方等への考え方が適切であること。
- (4) 関係機関（地域、他機関）等との連携についての考え方が適切であること。
- (5) 利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。
- (6) 災害等に備えた危機管理体制が適切であること。また事故防止のための取組等安全管理体制

が適切であること。

- (7) 市民の平等な利用について配慮されていること。
- (8) 事業所運営に利用者意見が適切に反映されていること。また、利用者からの苦情について、受付・解決体制が適切であること。
- (9) 上乘せ提案の内容が効果的であること。
- (10) 経費の縮減や業務改善が適切であること。
- (11) 職員体制が適切であること
- (12) 施設管理に対する考え方が適切であること。
- (13) 事業実績が適切であること。
- (14) 情報公開、個人情報保護及びコンプライアンスに対する認識が適切であること。
- (15) 収支計画が適切であること。
- (16) 法人の運営状況が安定していること。
- (17) 地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応した取組が適切であること。

2 面接審査

- (1) 動機、公益性、具体性、的確性が認められること。
- (2) 強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。
- (3) 障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。
- (6) 提出書類の内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。

1 1 その他

- (1) 多摩区障害福祉サービス事業所の整備に要する事務費・人件費等の資金を確保してください。
- (2) 業務を行うに当たって、関係する法令等がある場合は、それらを遵守するものとします。法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

〈主な関係法令〉

- ア 障害者総合支援法
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- カ その他関係法令・条例等

- (3) 整備にあたっての留意事項

- ア 多摩区障害福祉サービス事業所の配置、構造及び設備は、日照・採光・換気・騒音

等、利用者の生活環境、保健衛生、緑化及び防災について、十分に配慮・考慮してください。

- イ 地中埋設物（杭やフェンスなどの残置物や土壌汚染を含む）により、工事に支障がある場合の処理費用は、法人の負担となります。
- ウ 多摩区障害福祉サービス事業所は、地域に根ざし、地域に開かれた施設が望まれることから、設計や建設にあたっては、日影や騒音等にも留意する等、近隣住民との関係に配慮するとともに、運営面においても交流、連携、協力体制についての関係性を築くようにしてください。
- エ 生活介護サービスの利用者の送迎車両等、車両の通行及び駐車については、近隣住民と交通問題を生じさせないよう十分に配慮してください。
- オ 土地の利用方法、設計・工期等について、本市の指導に従ってください。
- カ 施設名称は、本市と協議のうえ決定してください。
- キ 新たに整備する施設については、「かわさき資産マネジメントカルテ」等を参考に構造の種類に応じた目標耐用年数を設定し、施設の開設に合わせ、中長期修繕計画を策定してください。この長期修繕計画に基づき計画的な修繕を実施し、目標耐用年数（60年）まで使用できるよう建物及び設備の維持管理に努めてください。

（4）建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、本市の規定に準じて一般競争入札により行ってください。また、入札参加資格においては、『「川崎市工事請負有資格業者名簿」の業種「建築」に登載されている市内中小企業者であること』としてください。ただし、市内中小企業者のJVも可とします。

なお、上記の資格名簿は以下の本市のインターネットホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000090328.html>

- ② 工事の着工時期等は令和5年度中とし、建設請負業者の入札にあたっては、本市と事前に市内業者への入札条件等を協議・確認の上、実施してください。
- ③ 入札については「整備に係る入札の流れ」（別紙8）を御参照のうえ、入札及び契約手続きを行ってください。
- ④ 本市に提出された入札結果について、川崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

- （5）選定結果が通知された後も、覚書を締結するまでの間は、コンプライアンスに関する申告書に該当する事由が生じた場合、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

- （6）本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」（昭和39年条例第14号）や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」（平成27年条例第84号）に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでおり、補助金交付が100万円を超える補助事業等で、1件の契約あたり100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合には、市内中小企業者による入札等（複数者からの見積徴取を含む）が必要となります。

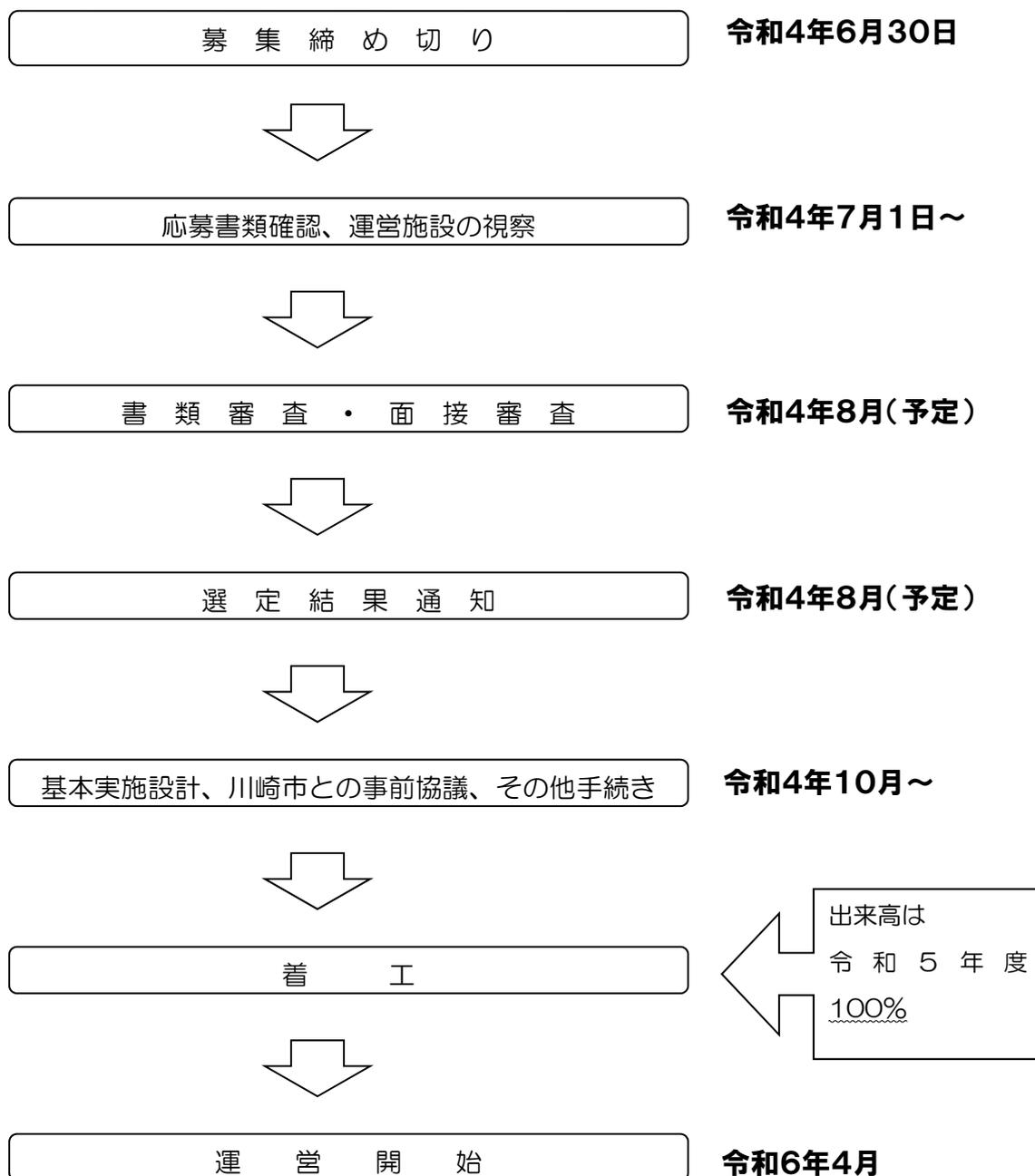
別添資料

- (1) 応募書類表紙
- (2) 応募申込書（様式1）
- (3) 事業計画書（様式2）
- (4) 多摩区障害福祉サービス事業所職員配置計画書
（令和6年度、9年度、12年度）（様式3）
- (5) 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算書（様式4-1）
- (6) 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
（5年分『生活介護、就労継続支援、その他』）（様式4-2）
- (7) 多摩区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
（年度別『生活介護、就労継続支援、その他』）（様式4-3）
- (8) 多摩区障害福祉サービス事業所人件費に係る経費見積（様式4-4）
- (9) 暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式5）
- (10) コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式6）
- (11) 施設整備に係る資金計画書（様式7）
- (12) 多摩区障害福祉サービス事業所設置・運営法人募集に伴う金融機関等 融資相談記録
（様式8）
- (13) 現に運営している社会福祉事業の概要（様式9）
- (14) 申立書（様式10）
- (15) 多摩区障害福祉サービス事業所設置・運営法人応募申込取下げ書（様式11）
- (16) 質問書（様式12）

参考資料

- (1) 地積測量図（別紙1）
- (2) 川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱（別紙2）
- (3) 民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱（別紙3）
- (4) 川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準（別紙4）
- (5) 応募書類の体裁（別紙5）
- (6) 障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について（別紙6）
- (7) 選定結果の公表について（別紙7）
- (8) 整備に係る入札の流れ（別紙8）

1 2 応募後から運営開始までの主な流れ（予定）



本市のインターネットホームページに様式1から様式12についてMicrosoft Word又はMicrosoft Excel版を掲示しますので、応募する法人はダウンロードしてください。

【お問い合わせ先】

(公募全般、施設整備に関すること)

川崎市健康福祉局 総務部施設課宛

電 話 044-200-0466

FAX 044-200-3926

E-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(募集事業・施設の運営等に関すること)

川崎市健康福祉局 障害保健福祉部障害者施設指導課宛

電 話 044-200-0874

FAX 044-200-3932

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp